



子に障害がある場合や、医療的ケアを必要とする場合、要件を満たせば、介護休業等を利用することができます

- 介護休業など介護両立支援制度は、ケガ、病気など2週間以上の期間にわたり、常時介護を必要とする状態にある対象家族を介護するために利用できる制度です。
- 令和7年4月1日から、「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」が改正され、常時介護を必要とする状態に「**障害児・者や医療的ケア児・者を介護・支援する場合**」(※)が含まれました。

※「乳幼児の通常の成育過程において日常生活上必要な便宜を供与する必要がある場合」は含まれません。

常時介護を必要とする状態に関する判断基準

「常時介護を必要とする状態」とは、以下の(1)または(2)のいずれかに該当する場合を指します。

- (1) 下表項目①～⑫のうち、**2の状態に2つ以上、または3の状態に1つ以上該当し、かつ、その状態が継続すると認められること。**
- (2) 介護保険制度の要介護状態区分において要介護2以上であること。

項目 \ 状態	1 (注2)	2 (注3)	3
①座位保持（10分間1人で座っていることができる）	自分で可	支えてもらえればできる (注4)	できない
②歩行（立ち止まらず、座りこまずに5m程度歩くことができる）	つかまらないでできる	何かにつかまればできる	できない
③移乗（ベッドと車いす、車いすと便座の間を移るなどの乗り移りの動作）	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
④水分・食事摂取（注5）	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑤排泄	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑥衣類の着脱	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑦意思の伝達	できる	ときどきできない	できない
⑧外出すると戻れないことや、危険回避ができないことがある（注6）	ない	ときどきある	ほとんど毎回ある
⑨物を壊したり衣類を破くことがある	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある（注7）
⑩周囲の者が何らかの対応をとらなければならないほどの物忘れがあるなど日常生活に支障を来すほどの認知・行動上の課題がある（注8）	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある
⑪医薬品又は医療機器の使用・管理	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑫日常の意思決定（注9）	できる	本人に関する重要な意思決定はできない（注10）	ほとんどできない

- (注1) 「対象家族」とは、配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫、配偶者の父母をいうものであり、同居の有無は問わない。
- (注2) 各項目の1の状態中、「自分で可」には、福祉用具を使ったり、自分の手で支えて自分でできる場合も含む。
- (注3) 各項目の2の状態中、「見守り等」とは、常時の付き添いの必要がある「見守り」や、認知症高齢者、障害児・者の場合に必要な行為の「確認」、「指示」、「声かけ」等のことである。
- (注4) 「①座位保持」の「支えてもらえればできる」には背もたれがあれば1人で座っていることができる場合も含む。
- (注5) 「④水分・食事摂取」の「見守り等」には動作を見守ることや、接種する量の過小・過多の判断を支援する声かけを含む。
- (注6) 「危険回避ができない」とは、発達障害等を含む精神障害、知的障害などにより危険の認識に欠けることがある障害児・者が、自発的に危険を回避することができず、見守り等を要する状態をいう。
- (注7) ③の状態（「物を壊したり衣類を破くことがほとんど毎日ある」）には「自分や他人を傷つけることがときどきある」状態を含む。
- (注8) 「⑩認知・行動上の課題」とは、例えば、急な予定の変更や環境の変化が極端に苦手な障害児・者が、周囲のサポートがなければ日常生活に支障を来す状況（混乱・パニック等や激しいこだわりを持つ場合等）をいう。
- (注9) 「⑫日常の意思決定」とは、毎日の暮らしにおける活動に関して意思決定ができる能力をいう。
- (注10) 慣れ親しんだ日常生活に関する事項（見たいテレビ番組やその日の献立等）に関する意思決定はできるが、本人に関する重要な決定への合意等（ケアプランの作成への参加、治療方針への合意等）には、支援等を必要とすることをいう。

介護休業制度等の概要

- 仕事と介護の両立支援制度は「育児・介護休業法」に定められています。
- 両立支援の制度は会社の就業規則や「育児・介護休業規定」に定められていますので、確認してみてください。会社に規定がない場合でも、ほとんどの制度は労働者の申出により利用することができます。

介護休業	要介護状態にある対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として取得できます。
介護休暇	要介護状態にある対象家族が1人であれば年5日まで、2人以上であれば年10日まで、1日又は時間単位で取得できます。
所定労働時間の短縮等の措置	事業主は、①短時間勤務制度、②フレックスタイム制度、③時差出勤の制度、④介護サービスの費用助成、いずれかの措置について、介護休業とは別に、対象家族1人につき利用開始から3年間で2回以上の利用が可能な措置を講じる必要があります。
所定外労働の制限 (残業を免除する制度)	1回の請求につき1か月以上1年以内の期間で、所定外労働の制限を請求することができます。

介護休業制度等についてのお問い合わせはこちら！

厚生労働省 群馬労働局 雇用環境・均等室

☎ 027 (896) 4739

〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎 8階
受付時間 8:30～17:15（土日・祝日、年末年始除く）

